

プラスチックの一括回収実証実験について

【概要・目的】

- 令和4年(2022年)4月に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行され、市町村は、プラスチック使用製品廃棄物の分別収集及び再商品化が求められている。
- プラスチックを一括回収し、収集運搬や再資源化等に係る費用、及び事業効果等の検証を行う。

【実施内容】

期間	令和6年(2024年)8～9月 2か月間
実施地区	春日校区 約4,000世帯
収集予定量	約4,500kg/月
排出方法	45ℓ以内の透明袋に入れ、ごみステーションに排出
回収方法	プラスチック製容器包装収集運搬業者が回収
対象品目	45ℓ以内の透明袋に入るプラスチック使用製品及びプラスチック製容器包装 ※対象外: 小型家電、モバイルバッテリー、使い捨てライターなど ※ペットボトル本体は、従来どおり別回収となります
組成分析調査	2回(8月と9月にそれぞれ1回ずつ実施)

プラスチック製容器包装※1



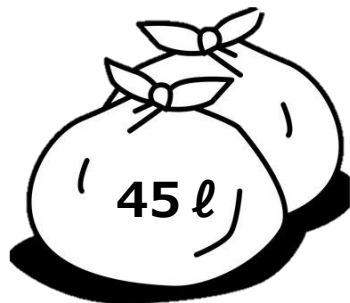
プラスチック使用製品※2



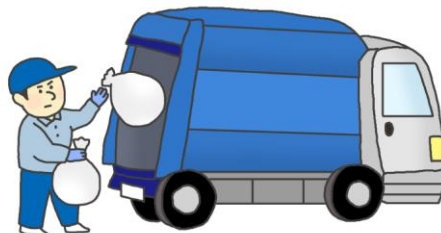
※1、※2の詳細はP3「参考2」に記載

【実証実験イメージ】

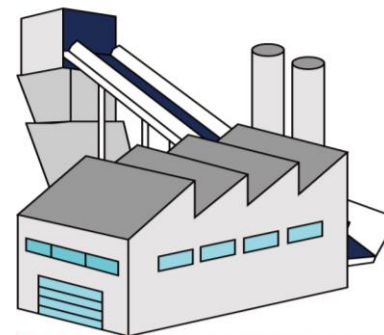
ごみステーションへ排出



収集運搬



選別、再資源化



プラスチック製容器包装収集日に収集

対象物: **45ℓ以内の袋に入るプラスチック使用製品及びプラスチック製容器包装**

・選別、再資源化
・組成分析調査

【スケジュール】

R6年度

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
住民説明、広報 ・校区自治協議会説明 ・自治会回覧				モデル地区 実証実験		検証			方針決定		

住民説明、広報
・校区自治協議会説明
・自治会回覧

モデル地区
実証実験

検証

方針決定

【参考1:プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律】

(事業者及び消費者の責務)

第4条 事業者は、プラスチック使用製品廃棄物及びプラスチック副産物※を分別して排出するとともに、その再資源化等を行うよう努めなければならない。

2 消費者は、プラスチック使用製品廃棄物を分別して排出するよう努めなければならない。

※プラスチック副産物:製品の製造、加工、修理又は販売その他の事業活動に伴い副次的に得られるプラスチック

(地方公共団体の責務)

第6条 市町村は、その区域内におけるプラスチック使用製品廃棄物の分別収集及び分別収集物の再商品化に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

【参考2:プラスチック製容器包装及びプラスチック使用製品について】

○プラスチック製容器包装…商品の容器及び包装であって、「プラマーク 」がついているもの。
本市では、平成22年(2010年)10月から分別収集を開始。容器包装リサイクル協会へ引き渡し、再資源化を行っている。

(例)洗剤などのボトル、カップ麺などの容器、ペットボトルのキャップなど

○プラスチック使用製品…プラスチック製容器包装以外のもの。本市では、燃やすごみとして収集し、東西環境工場で焼却処理、熱回収を行っている。

(例):食器(スプーン、フォーク等)、洗面器、歯ブラシ、CDケースなど